

事務事業及び予算の執行実績
(令和7年度分)

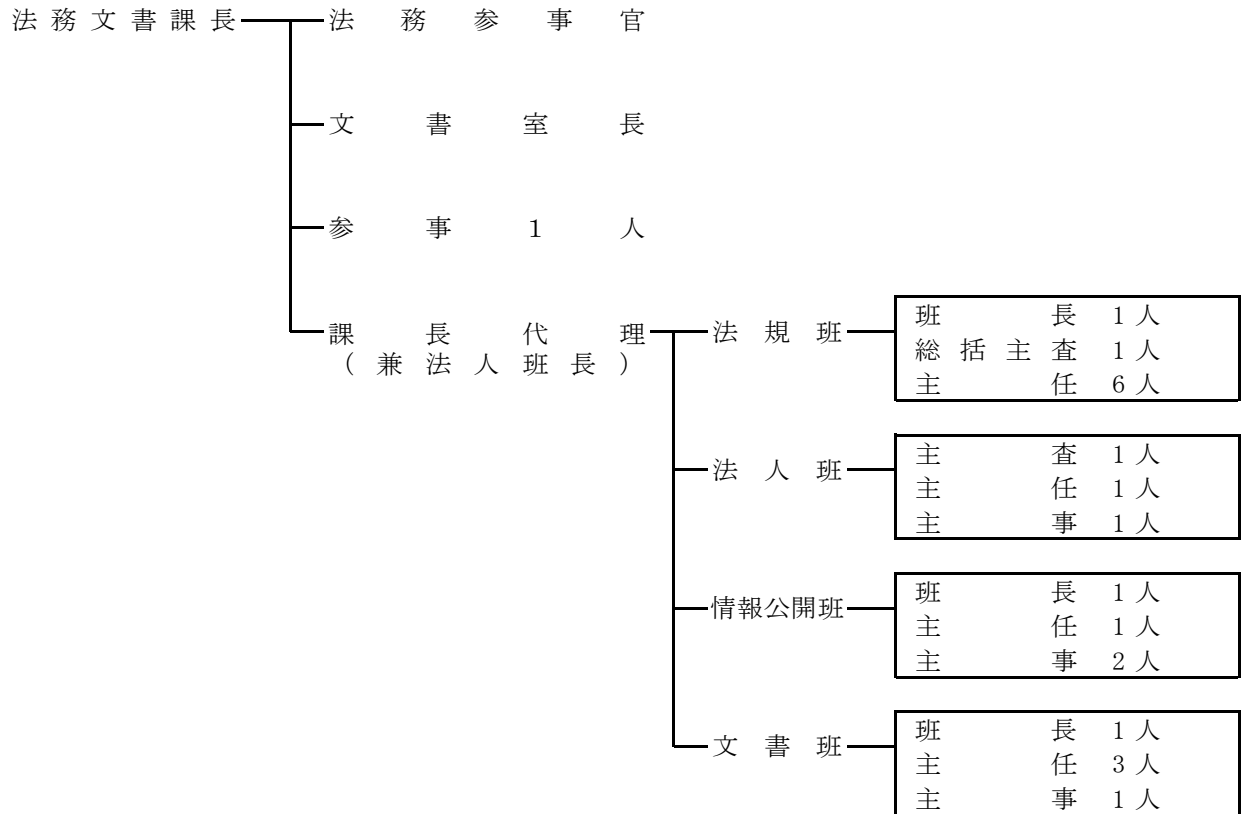
総務部法務文書課

目 次

1	事務事業の概要	
	法務文書課組織図	1
	I 法務文書課	
1	課別の事務又は事業の目的、計画及び実績（成果）	2
	（1）公文書開示制度の適切な運用・管理	2
	（2）情報提供施策の充実・推進	3
	（3）個人情報保護制度の適切な運用・管理	4
	（4）条例、規則等の審査	6
	（5）県公報の発行	6
	（6）行政書士及び静岡県行政書士会の指導等	7
	（7）政策法務能力の向上	7
	（8）法律相談の実施	8
	（9）不服申立てに関する総合調整	8
	（10）訴訟に関する総合調整	8
	（11）公益法人制度の運用	8
	（12）公益社団・財団法人等の指導監督に関する総合調整	9
	（13）公益信託事務の指導監督に関する総合調整	10
	（14）宗教法人の設立、規則の変更の認証等	10
	（15）備付け書類の審査等	11
	（16）宗教法人行政充実のための調査、会議、研修等	11
	（17）文書管理の総合調整	12
	（18）公印管理	13
	（19）文庫等の收受・発送	13
	（20）文庫の管理	13
	（21）文書管理データベースの管理・運用	14
	（22）歴史的公文書の選別・特定歴史公文書の保存・公開	15
	（23）静岡県史の編さん	15
2	評価、課題及び改善	16
2	事業の根拠法令調	20
3	職員の年齢調	21
4	健康管理	22
5	職員配置調	23
6	県収入証紙により徴収した使用料及び手数料調	24
7	現金出納調	25
8	保管現金有高調	26
9	郵券等受払調	27
10	委託料等歳出予算執行状況節別集計表	29
11	委託料に関する調	30
12	負担金支出調	32
13	建築工事調	34
14	公有財産調	36
15	事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調	37
16	行政財産貸付・使用許可調	38

事務事業の概要

法務文書課組織図



(その他非常勤職員等)

職 名	人数
会計年度任用職員	16 人
臨時的任用職員	0 人

職員数計 25 人

※市町等への派遣職員は除く

I 法務文書課

1 課別の事務又は事業の目的、計画及び実績（成果）

(1) 公文書開示制度の適切な運用・管理

ア 情報公開推進事業費 1,774,443 円 県

(7) 情報公開推進事業費 1,774,443 円 県

本県では、県民参加による開かれた県政を推進するため、平成元年に、公文書の開示に関する条例に基づく公文書の開示制度を開始。平成13年度からは情報公開条例を施行し、情報公開の積極的な推進を図っている。

また、本庁及び出先機関において職員研修を実施するとともに、年間を通じた公文書開示事務に係る各担当課との連絡調整や相談への対応、さらに公文書開示決定等に対する審査請求に係る諮問機関である情報公開審査会の運営などにより、情報公開条例の的確な運用に努めた。

a 情報公開条例の運用に係る取組状況

- (a) インターネット上の情報公開に係る専用ホームページの維持管理
- (b) 庁内S D O上の「情報公開事務データベース」等の運用管理
- (c) 「静岡県の情報公開・個人情報保護」の作成・公表（令和8年1月）
- (d) 情報公開事務研修会の開催（令和7年6月20日／対面オンライン併用、100人参加）
- (e) 県民意見提出手続活用研修会の実施（研修動画を公開）

b 公文書開示制度の実施状況

(a) 公文書開示の状況（全実施機関分）

（単位：件、％）

区分		～R 4		R 5		R 6		R 7		合計	
開示請求件数(①)		(314)	81,636	(7)	4,847	(13)	4,734	(9)	3,825	(343)	95,042
処理の内訳	全部開示	(6)	68,852		4,002		4,040		3,132	(6)	80,026
	部分開示	(217)	8,596	(3)	490	(7)	437	(5)	489	(232)	10,012
	非(不)開示	(41)	302		4	(1)	6		7	(42)	319
	文書不存在	(37)	1,825	(3)	109	(5)	104	(2)	86	(47)	2,124
	存否応答拒否	(13)	147	(1)	4		6	(2)	8	(16)	165
	却下		10		1		0		0		11
	取下げ		1,904		237		141		103		2,385
開示率		99.4		99.8		99.7		99.6		99.5	
文書不存在率		2.3		2.4		2.3		2.3		2.3	
本人情報の開示(②)			1,395		0		0		0		1,395
合計 (①+②)			83,031		4,847		4,734		3,825		96,437

(注) 1 平成13年度からは議会が、14年度からは公安委員会、警察本部長及びがんセンター事業管理者が、19年度からは静岡県公立大学法人及び地方三公社が、21年度からは静岡県立病院機構が、22年度からは公立大学法人静岡文化芸術大学が、令和3年度からは公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学が実施機関に加わった。

2 ()は当該年度に行われた不服申立て件数(当該年度の開示請求件数に必ずしも対応しない。)

3 開示率(%)=(全部開示+部分開示)×100/(全部開示+部分開示+非開示+存否応答拒否)

4 文書不存在率(%)=文書不存在×100/(開示請求-却下-取下げ)

5 「全部開示」についての不服申立ては、第三者によるもの（令和3年度以前5件）及び文書の特定範囲についての異議（令和4年度1件）である。

6 本人情報の開示(②)は、平成 15 年度から個人情報保護条例、令和 5 年度から個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）に基づき実施している。

(b) 令和 7 年度の実施機関別開示請求件数

(単位：件)

知事	教育委員会	各種委員会	公安委員会・警察本部長	公営企業管理者等	計
3,439	54	31	165	136	3,825

(c) 公文書開示請求の主な内容（全実施機関分）

(単位：件、％)

順位	R 6			R 7		
		件数	構成比		件数	構成比
1	公共事業関係	3,534	74.7	公共事業関係	2,649	69.3
2	健康福祉関係	362	7.6	健康福祉関係	339	8.9
3	公安・警察関係	152	3.2	公安・警察関係	165	4.3
4	環境関係	84	1.8	環境関係	32	0.8
5	教育関係	79	1.7	教育関係	71	1.8
6	その他	523	11.0	その他	569	14.9
	合計	4,734	100.0	合計	3,825	100.0

(d) 情報公開審査会の審議状況

(単位：件)

年度	審議回数	諮問件数			答申	取下げ	審議中
		前年度繰越分	当年度諮問分	合計			
R 5	8	20	6	26	(0) 7	0	19
R 6	10	19	11	30	(6) 13	0	17
R 7	12	17	12	29	(6) 10	1	18

(注) () 書は、不当と判断した答申の件数である。

(2) 情報提供施策の充実・推進

ア 情報公開推進事業費（再掲） 1,774,443 円 県

(7) 情報公開推進事業費（再掲） 1,774,443 円 県

従来の情報提供施策を体系的に整理した「情報提供の推進に関する要綱」(平成 15 年 3 月 14 日付け総務部長通知)に基づき、「事務事業及び予算の執行実績の公開」や「政策形成過程情報の公表」、「県民意見提出手続（パブリックコメント）」等の施策が円滑に実施されるよう職員研修会等を行った。

なお、平成 23 年度から、「情報提供の推進に関する要綱の解釈運用」(平成 23 年 3 月 30 日付け経営管理部長通知)に基づき、対象となる規則等の種類を明確にした上で、「政策形成過程情報の公表」や任意実施であった県民意見提出手続（パブリックコメント）を原則行っている。

平成 25 年度からは、「県民意見提出手続活用研修会」を開催するなど、本県の情報提供施策を積極的に推進している。

a 「情報提供の推進に関する要綱」（平成 15 年 3 月 14 日制定）に基づく情報提供施策

項目	個別施策名	施策の概要	公開するもの
過程情報の公開	政策形成過程情報の公表	施策の基本となる計画や条例等の策定・制定等について、最終決定される前の案の概要を公表	・ 計画案概要、条例案概要又は規則案概要 ・ 審議会等そのものの公開
	県民意見提出手続	上記に加え、県民から意見を募集し、施策等の最終決定に反映	上記に加えて、 ・ 県民の理解に資する資料
	審議会等の公開	審議会等の会議を公開し、さらに会議録及び会議資料を県ホームページで公開	・ 審議会の概要調書 ・ 会議録 ・ 会議資料
結果情報の公開	事務事業及び予算の執行実績の公開	定期監査調書に準じて作成した「事務事業及び予算の執行実績」を県ホームページで公開	・ 事務事業及び予算の執行実績
	食料費及び会場借上料支出に関する情報の公開	会議、懇談会等の食糧費、会場借上料の支出に関する情報を県ホームページで公開	対象年度、部局名・所属名、会議等の件名、債権者住所、債権者名、支出日、支出額
	県が取得した出資法人の財務諸表等の公開	県が出資している知事所管の公益法人及び県出資比率が25%以上の法人の財務諸表等を県ホームページで公開	・ 法人の概要調書 ・ 法人の業務及び財務等に関する資料

b 「政策形成過程情報の公表」及び「県民意見提出手続」の実施状況 (単位：件)

区 分		R 6		R 7	
		内 訳	計	内 訳	計
政策形成過程情報の公表	計画策定関係	17	44	45	55
	制度制定関係	27		10	
上記のうち 県民意見提出手続を行ったもの	計画策定関係	(1) 17	(6) 44	(10) 45	(18) 55
	制度制定関係	(5) 27		(8) 10	

(注) () 書は、意見が寄せられなかった案件の件数である。

(3) 個人情報保護制度の適切な運用・管理

ア 情報公開推進事業費（再掲） 1,774,443 円 県

(イ) 情報公開推進事業費（再掲） 1,774,443 円 県

県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、県が保有する県民等の個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めた静岡県個人情報保護条例が平成 15 年度から施行された。令和 5 年度からは、個人情報保護法が適用されている。

個人情報保護法の的確な運用が図られるよう、職員に対する研修や各担当課との連絡調整、相談への対応、各所属の個人情報の取扱状況について点検を行うとともに、本人情報開示の決定等に対する不服申立てに係る諮問機関である個人情報保護審査会の運営等を行った。

a 個人情報保護法の運用に係る取組状況

(a) インターネット上の個人情報保護に係る専用ホームページの維持管理

(b) 庁内 S D O 上の「個人情報保護事務データベース」及び「個人情報ファイル簿データベース」の管理

- (c) 「静岡県の情報公開・個人情報保護」の作成・公表（令和８年１月）
- (d) 個人情報取扱事務担当者研修会の開催（令和７年６月２０日／対面オンライン併用、１００人参加）
- (e) 個人情報取扱事務指導（実地点検）の実施（令和７年９月～令和７年１２月／総合庁舎内９所属、単独出先機関２８所属、計３７所属で実施）

b 静岡県個人情報保護条例及び個人情報保護法の施行状況

(a) 県が保有する個人情報に係る開示等の状況（全実施機関分）（単位：件、％）

区分		～R 4		R 5		R 6		R 7		合計	
開示請求件数		(44)	6,390	(3)	332	(1)	287	(1)	232	(49)	7,241
処理の内訳	全部開示		3,903		138		123		36		4,200
	部分開示	(25)	1,981	(2)	179		150	(1)	183	(28)	2,493
	非(不)開示	(4)	32		4				2	(4)	38
	文書不存在	(9)	429		8		12		10	(9)	459
	存否応答拒否	(3)	8	(1)	1	(1)	1			(5)	10
	却下	(3)	23							(3)	23
	取下げ		14		2		1		1		18
開示率		99.3		98.4		99.6		99.1		99.3	
文書不存在率		6.8		2.4		4.2		4.3		6.4	
訂正請求		(8)	20	(1)	1			(1)	4	(10)	25
利用停止請求		(1)	5	(1)	1		1		1	(2)	8

(注) 1 平成 17 年度からは議会、18 年度からは公安委員会・警察本部長、19 年度からは静岡県公立大学法人、21 年度からは静岡県立病院機構、22 年度からは公立大学法人静岡文化芸術大学、令和 3 年度からは公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学が実施機関に加わった。

2 () は当該年度に行われた不服申立て件数（当該年度の開示請求件数に必ずしも対応しない。）

3 開示率(％)＝(全部開示＋部分開示)×100／(全部開示＋部分開示＋非(不)開示＋存否応答拒否)

4 文書不存在率(％)＝文書不存在×100／(開示請求－却下－取下げ)

(b) 令和 7 年度の実施機関別開示請求件数（単位：件）

知 事	教育委員会	各種委員会	公安委員会・警察本部長	公営企業管理者等	計
48	24	0	157	3	232

(c) 個人情報保護審査会の審議状況（単位：件）

年 度	審議回数	諮 問 件 数			答 申	取下げ	審議中
		前年度繰越分	当年度諮問分	合 計			
R 5	10	4	8	12	(1) 4	0	8
R 6	8	8	3	11	(0) 6	0	5
R 7	6	5	3	8	(1) 4	0	4

(注) 1 () 書は、不当と判断した答申の件数である。

2 諮問件数には、特定個人情報保護評価書の第三者点検に係るものを含む。

c マイナンバー制度の運用に係る取組状況

特定個人情報の厳格な取扱いを確保するための研修会や取扱状況の監査等を実施した。

(a) マイナンバー研修会（番号利用事務）の開催（令和7年6～7月／延べ3回、162人参加）

(b) 特定個人情報取扱状況等監査（実地監査）の実施（令和7年10月～令和8年2月／本庁11所属、総合庁舎内9所属、単独事務所3所属、計23所属で実施）

(4) 条例、規則等の審査

ア 法令審査等事業費 28,384,998 円 県

(ア) 法令審査等事業費 28,384,998 円 県

〔内 委託料 8,737,190 円〕

施策が適切に行われるよう、的確かつ効率的に条例、規則等の審査を行った。

a 条例、規則の制定・改廃の状況（R7.4.1～R8.3.31）

条 例	区 分	件 数	規 則	区 分	件 数
	制 定	7		制 定	8
	改 正	70		改 正	59
	廃 止	0		廃 止	1
	計	77		計	68

b 補助金等交付要綱に係る合議の廃止

県例規集データベースによる詳細な検索が可能となる等、法制執務に係る支援環境が充実してきたことを踏まえ、事務の効率化を図るため、令和8年2月2日以降に起案した告示を要する補助金交付要綱の案に係る法務文書課長への合議を廃止した。

c 研修

(a) 条例・規則講座

県職員の条例、規則等の制定・改廃事務を支援するため開催した。

開催日 令和7年6月10日、11日 受講人数 34人

(b) 新規採用職員研修への講師派遣

令和7年4月～5月 計4回 受講人数 277人

d 県例規集データベースの保守管理

条例、規則等の制定・改廃事務等を支援するため、法令、条例、規則、要綱等を登載したデータベースの保守管理を行った。

(5) 県公報の発行

ア 法令審査等事業費（再掲） 28,384,998 円 県

静岡県公告式条例に基づき、静岡県公報を県のホームページに掲載して発行した。

公報には定日発行と号外発行の2種類があり、定日発行は毎週2回（火曜日・金曜日）行っている。

(ア) 令和7年度の発行状況

定 日	号 外	計
104 回	143 回	247 回

(6) 行政書士及び静岡県行政書士会の指導等

ア 法令審査等事業費（再掲） 28,384,998 円 県

(7) 法令審査等事業費（再掲） 28,384,998 円 県

行政書士法に基づき、行政書士の業務の適正な実施を図るため、行政書士、行政書士法人及び静岡県行政書士会に対する指導監督を行うとともに、行政書士試験に係る合格の決定等に関する事務を行った。

a 行政書士の懲戒処分

該当なし

b 行政書士試験

行政書士法に基づき、行政書士試験に係る合格の決定等に関する事務を行った。

(a) 令和7年度の試験実施状況

試験日	合格発表日	申込者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
令和7年11月9日	令和8年1月28日	1,490	1,169	176	15.1

(7) 政策法務能力の向上

ア 法令審査等事業費（再掲） 28,384,998 円 県

(7) 法令審査等事業費（再掲） 28,384,998 円 県

a 法務情報の提供及び共有化の取組

(a) 重要判例等を各部局に提供し、情報の共有化を図った。

(b) 主要な法改正について各部局と密に情報交換を行うとともに、平成28年9月から開始した「条例改正注意報」（国会提出法案に係る情報提供）の全庁掲示板への掲載に加え、平成29年12月から導入した「法令改廃情報システム」（官報に掲載された国の法令情報をメールにて関係各課宛て提供するシステム）を活用し、条例及び規則の改正等の適切な対応を促した。

b 法務研修の開催

適正な事務執行を担う県・市町職員の法務能力の向上を図るため、行政手続等に係る法務研修を実施した。

(a) 令和7年度の実施状況

日 程	内 容	対象・出席者
令和7年11月7日 (対面)・(WEB)	・行政手続法、行政手続条例の概要 ・不適切な行政手続の事案とポイント (違法な行政指導、規制権限不行使の違法)	県・市町職員 87名

c 予防法務の取組

(a) 職員による法律相談及び顧問弁護士による法律相談を実施した。

(b) 現行の条例、規則等の所管課の調査を行い、どの課が所管する条例、規則等であるかを再確認することで、各課において所管する条例、規則等の適切な運用を図るきっかけとした。

(8) 法律相談の実施

ア 法令審査等事業費（再掲） 28,384,998 円 県

(7) 法令審査等事業費（再掲） 28,384,998 円 県

職員による法律相談及び顧問弁護士（5人）による法律相談を実施し、法令の解釈及び適用、不服申立て等の事項について各部局の相談に応じるとともに、助言等を行った。

a 顧問弁護士による相談件数

年 度	R 5	R 6	R 7
相談件数	110	119	104

(9) 不服申立てに関する総合調整

ア 法令審査等事業費（再掲） 28,384,998 円 県

(7) 法令審査等事業費（再掲） 28,384,998 円 県

審査請求に係る裁決の客観性・公正性を高めるための手続として、行政不服審査会を開催した。

a 行政不服審査会の審議状況 (単位：件)

年度	審議回数	諮問件数			処 理		
		前年度 繰越分	当年度 諮問分	合計	答申	取下げ	審議中
R 5	10	0	10	10	9	0	1
R 6	9	1	7	8	7	1	0
R 7	9	0	8	8	8	0	0

(10) 訴訟に関する総合調整

ア 法令審査等事業費（再掲） 28,384,998 円 県

(7) 法令審査等事業費（再掲） 28,384,998 円 県

a 訴訟事件に関し、調整、助言等を行うとともに訴訟事務の総括を行った。

(a) 令和7年度の訴訟事件の状況 (単位：件)

区 分	R7.4.1 現 在	新たな訴 えの提起	上訴等	判決・ 決定	和 解	取下げ・ 放棄等	R8.3.31 現 在
行政事件	23	4	10	18	0	0	19
民事事件	21	7	4	10	1	4	17
計	44	11	14	28	1	4	36

(11) 公益法人制度の運用

ア 法令審査等事業費（再掲） 28,384,998 円 県

(7) 法令審査等事業費（再掲） 28,384,998 円 県

a 公益法人制度の概要

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するため、登記のみで一般社団・財団法人が設立でき、そのうち公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者による審議会の意見に基づき公益法人として認定する制度が、平成20年12月1日に施行された。

審議会は、新規の公益認定のほか、公益社団・財団法人に係る変更認定及び一般社団・財団法人に移行した法人に係る変更認可について、知事の諮問を受け、答申を行う。

b 公益認定等審議会の審議状況（新規公益認定・変更認定・変更認可申請）（単位：件）

年 度	審 議 回 数	諮 問				処 理											
		当年度諮問分				答 申				取 下 げ				審 議 中			
		公益 認定	変更 認定	変更 認可	計	公益 認定	変更 認定	変更 認可	計	公益 認定	変更 認定	変更 認可	計	公益 認定	変更 認定	変更 認可	計
R 5	8	1	13	10	24	2	13	10	25	0	0	0	0	0	0	0	0
R 6	7	0	16	11	27	0	16	11	27	0	0	0	0	0	0	0	0
R 7	7	3	3	3	9	3	2	3	8	0	0	0	0	0	1	0	1

(12) 公益社団・財団法人等の指導監督に関する総合調整

ア 法令審査等事業費（再掲） 28,384,998 円 県

(ア) 法令審査等事業費（再掲） 28,384,998 円 県

公益法人（公益社団・財団法人、一般社団・財団法人）に係る事務については、原則として、当該公益法人の目的とする事業と最も関係のある課等が担当している。

a 指導監督対象法人数（令和8年3月31日現在）（単位：法人）

区 分	公益社団・財団法人数			一般社団・財団法人数(注)			計
	公益社団	公益財団	計	一般社団	一般財団	計	
知事部局	75	71	146	76	36	112	258
県警本部	1	1	2	0	0	0	2
教育委員会	5	24	29	65	21	86	115
計	81	96	177	141	57	198	375

(注) 公益目的支出計画実施中のため県知事の監督を受けている法人数

b 公益社団・財団法人の指導監督の状況等

公益法人に対する立入検査・報告徴収等の行政調査権限は、公益認定等審議会に付与されており、担当課等職員は、審議会の庶務をつかさどる職員として立入検査等を実施している。

法務文書課職員は、担当課等が実施する公益社団・財団法人の立入検査に同行し、検査の支援を行うとともに、担当課等の職員を対象とした研修会を開催し、公益社団・財団法人の指導監督を行う職員の資質の向上を図っている。

(a) 公益社団・財団法人の定期立入検査実施状況（単位：法人）

年度	区 分	計画法人数	実施法人数	実施率 (%)
R 5	知 事 部 局 担 当 法 人	51	51	100
	県警本部・教育委員会担当法人	10	9	90.0
	計	61	60	98.4
R 6	知 事 部 局 担 当 法 人	40(24)	40(24)	100(100)
	県警本部・教育委員会担当法人	12(8)	12(8)	100(100)
	計	52(32)	52(32)	100(100)
R 7	知 事 部 局 担 当 法 人	49(38)	49(38)	100(100)
	県警本部・教育委員会担当法人	8(5)	8(5)	100(100)
	計	57(43)	57(43)	100(100)

- (注) 1 知事部局担当法人は、担当課等が立入検査を実施（必要に応じ法務文書課職員が同行支援）し、県警本部及び教育委員会担当法人は、担当課と法務文書課が合同で立入検査を実施している。
- (注) 2 () 内の数字は、従前の定期立入検査に代えて、「点検調査」（立入検査を既に一定回数以上受検し、網羅的検査を要しないと判断された法人を対象に行う簡素化した検査）を実施した内数である。

(b) 公益社団・財団法人の処分等実施状況（認定・認可処分を除く。）（単位：件）

年度	審議会が実施			行政庁（知事）が実施			
	随時 立入検査	報告 徴収	知事への 勧告(注)1	指導(注)2	法人への 勧告	命令	公益認定 取消し(注)3
R 5	1	0	0	0	0	0	1
R 6	2	0	0	0	0	0	1
R 7	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 公益認定等審議会が、公益法人を監督する行政庁である知事に対し、所管する公益法人に指導等の措置を行うよう求めるもの。公益法人に対しては、知事が審議会の勧告の内容に沿った措置を行うこととなる。
- (注) 2 定期立入検査における改善指導を除く。
- (注) 3 令和5年度の1件及び令和6年度の1件は、法人からの申請に基づく公益認定の取消し。

(13) 公益信託事務の指導監督に関する総合調整

- ア 法令審査等事業費（再掲） 28,384,998 円 県
- (7) 法令審査等事業費（再掲） 28,384,998 円 県

他課等所管に係る公益信託の許可についての合議への応諾その他の事務を行っている。

a 知事所管の公益信託数（令和8年3月31日現在）

部 名	信託数
危機管理部	1
くらし・環境部	1
健康福祉部	2
計	4

(14) 宗教法人の設立、規則の変更の認証等

- ア 法令審査等事業費（再掲） 28,384,998 円 県
- (7) 法令審査等事業費（再掲） 28,384,998 円 県

宗教法人法に基づく宗教法人の設立時の規則及びその変更、合併及び解散に関する認証事務、並びに登記事項変更届の受理に関する事務のほか、登録免許税法に基づく境内建物及び境内地の非課税証明その他の証明事務を行った。

a 認証等の事務処理件数 (単位：件)

件 名	R 5	R 6	R 7
規 則 認 証 (設 立)	2	1	1
規 則 変 更 認 証	32	19	30
合 併 認 証	13	11	12
解 散 認 証	4	0	2
登 記 事 項 変 更 届 受 理	156	356	410
登録免許税非課税証明その他	125	91	120

b 静岡県知事所轄の宗教法人数 (令和 8 年 3 月 31 日現在) (単位：法人)

系統 \ 区分	包括法人	単位法人		計
		被包括法人	単立法人	
神 道	0	2, 895	32	2, 927
仏 教	1	2, 519	66	2, 586
キ リ ス ト 教	0	79	35	114
諸 教	0	341	11	352
計	1	5, 834	144	5, 979

(注) 包括法人とは、単位宗教団体を包括する法人であり、単位法人のうち、上部組織としての包括団体を有する法人を被包括法人、有さない法人を単立法人という。

(15) 備付け書類の審査等

ア 法令審査等事業費 (再掲) 28, 384, 998 円 県

(7) 法令審査等事業費 (再掲) 28, 384, 998 円 県

宗教法人法に基づき、宗教法人から備付け書類の写しを提出させ、境内建物の状況等を確認するとともに、令和 6 年中提出期限分の備付け書類の写しが未提出となっている法人に催告を行った。

また、令和 7 年度は、不活動宗教法人の把握のため、27 法人の境内建物の状況等を調査した。

a 令和 6 年中に提出期限が到来した備付け書類の写しの提出状況 (令和 8 年 3 月 31 日現在)

所轄全法人数 A	不活動法人等 B	書 類 提 出 対 象 法 人 数			提出率 (%) D / C
		A - B = C	提出済法人 D	未提出法人 E	
5, 979	95	5, 884	5, 838	46	99. 2%

(16) 宗教法人行政充実のための調査、会議、研修等

ア 法令審査等事業費 (再掲) 28, 384, 998 円 県

(7) 法令審査等事業費 (再掲) 28, 384, 998 円 県

宗教法人行政の充実を図るため、都道府県宗教法人事務担当者研修会 (オンライン開催) に参加した。

a 開催日 6 月 25 日、8 月 6 日

b 参加者 文化庁及び関東甲信越静地区宗教法人事務担当者

c 内 容 有識者による講義、事例研究

(17) 文書管理の総合調整

ア 文書管理運営事業費 81,907,949 円 県

(7) 文書管理運営事業費 81,907,949 円 県

公文書は県民共有の財産であり、県民の知る権利を尊重するという理念に基づき、令和5年度に「静岡県公文書等の管理に関する条例」（以下「公文書管理条例」という。）を制定し、令和6年度に条例施行規則等を制定した。これらの規程を令和7年4月から施行し、公文書管理条例に基づく公文書の適正な管理に取り組んだ。

また、デジタル技術を活用した効率的な公文書の作成・管理による行政の生産性の向上を図るため、「文書の電子化」を推進した。

a 静岡県公文書等管理審査会の設置・運営

公文書管理条例に基づき、条例施行規則や公文書管理規程の改正、公文書の廃棄決定等についての審議や、特定歴史公文書の利用決定等に対する審査請求があった際の諮問への答申などを行う静岡県公文書等管理審査会（以下「審査会」という。）を新たに設置した。

令和7年度の審査会は、歴史資料として重要な公文書（歴史公文書）の選定を主な議題として、12月25日に開催した。

b 文書審査主任研修会

本庁の課長代理及び出先機関の次長（文書審査主任）を対象に研修会を開催し、公文書管理条例の概要、適正な公文書の作成・保存・活用等に必要な知識や事務手順などを周知し、文書審査に係る知識や技量の向上等を図った。

開催日	開催会場	開催回数	受講者数
9月17日、18日	県庁（オンライン研修併用開催）	4	191

c 文書主任研修会

本庁の各課筆頭班長（文書主任）及び出先機関の総務課長（総括文書主任）を対象に研修会を開催し、公文書管理条例の概要、年度末から次年度当初にかけて予定している年度移行処理などの手順を周知した。

開催日	開催会場	開催回数	受講者数
1月29日	県庁（オンライン研修併用開催）	2	112

d 文書初任者研修会

新規採用職員等を対象に研修会を開催し、公文書管理条例の概要、分かりやすい公文書の作成、文書管理データベースの利用、情報公開制度、個人情報保護制度などを周知した。

開催日	開催会場	開催回数	受講者数
5月13日、14日	県庁（会場・オンライン研修個別開催）	4	140

e 文書の電子化に係る取組

前年度に引き続き、文書の決裁・供覧は電子で行うことを原則とする取組を徹底した。

また、「文書の電子化」に必要な「公印の押印省略」に係る運用の徹底を図った。

f 自主点検と実地調査の実施

所属による公文書管理の自主点検を実施し、とりまとめた点検結果等を基に、24 所属に対して実地調査を行い、公文書管理の状況の確認・指導を行った。

(18) 公印管理

ア 文書管理運営事業費（再掲） 81,907,949 円 県

(7) 文書管理運営事業費（再掲） 81,907,949 円 県

公印規程に基づき、公印管守者を置き、公印を厳正に管理するとともに、知事印等の押印を要する文書の審査を行い、適正な施行を図った。

(19) 文書等の收受・発送

ア 文書管理運営事業費（再掲） 81,907,949 円 県

(7) 文書管理運営事業費（再掲） 81,907,949 円 県

文書の收受、配布、発送等の事務は、公文書管理規程に基づき、本庁にあっては法務文書課が集中管理している。

発送については、郵便料金の節約と発送手続の簡素化を図るため、主な官公庁等に発送する文書は法務文書課で一括合封して発送するとともに、特殊取扱郵便の抑制や、特定信書便制度の活用等により、経済的・効率的な発送に努めている。

また、宅配便については、料金節約のため、法務文書課で単価契約を締結し、発注から支払までを一元的に処理している。

毎年度、四半期ごとに、発送経費の伸び率を各所属に示して削減への意識付けを図っているが、令和7年度は、本県の厳しい財政状況を鑑み、これまで以上にコスト意識を持って発送経費の削減に取り組む必要があるとの観点から、個別発送から県ホームページへの掲載に切り替えることや、公印の押印省略が可能なものは郵送からメール送信とすることなど、発送経費の削減に向けた取組の徹底を依頼する通知を発出し、各所属における効率的な発送を促した。

a 郵便・宅配便等の発送状況

年度	送 付 数		郵便・宅配便等料金	
	通 数	前年度対比 (%)	金 額 (円)	前年度対比 (%)
R 5	791,366	89.1	103,252,584	86.7
R 6	773,642	97.8	104,282,777	101.0
R 7	674,915	87.2	100,735,942	96.6

(注) 郵便・宅配便等料金には、文書収発事業費の他に、他の部局の予算を含む。

(20) 文庫の管理

ア 文書管理運営事業費（再掲） 81,907,949 円 県

(7) 文書管理運営事業費（再掲） 81,907,949 円 県

事案の処理に関する意思決定に当たっての記録として、また、将来の執務上の参考資料として、一定期間文庫で公文書の保存管理を行った。

また、職員の利便性の向上や効率的な管理を図るため、永年・長期保存文書の電子化に取り組んだ。

a 文書の保存状況 (令和8年3月31日現在、単位：箱)

区 分	収容能力 (A)	収 容 量						(A)-(B)
		永年・長期保存 (1種)	10年保存 (2種)	5年保存 (3種)	3年保存 (4種)	歴史 関係	合 計 (B)	
西館第1	9,030	8,379					8,379	651
西館第2	5,004	4,834					4,834	170
本館文庫	5,775	832	634	2,367	2	102	3,937	1,838
田町文庫	28,284	1,368	4,007	9,504	4	9,367	24,250	4,034
合 計	48,093	15,413	4,641	11,871	6	9,469	41,400	6,693

(注) 箱数は収容能力に対応した換算数

b 令和7年度の保存文書の閲覧利用状況 (単位：件)

区 分	永年・長期保存 (1種)	10年保存 (2種)	5年保存 (3種)	3年保存 (4種)	計
文 書	475	75	231	1	782

c 永年・長期保存文書の電子化

引継後10年を経過した永年・長期保存文書のうち、閲覧・貸出しが多いと考えられるもの等を中心に、スキャナを使用した読み取り作業による電子化を進めた。

※令和7年度に電子化した永年・長期保存文書数325箱

(21) 文書管理データベースの管理・運用

ア 文書管理運営事業費（再掲） 81,907,949円 県

(7) 文書管理運営事業費（再掲） 81,907,949円 県

平成24年3月から導入した文書管理データベース（グループウェア「Notes」を活用）を運用し、電子決裁・電子保存を進めるとともに、システム改良を実施して職員の利便性向上を図った。

また、新規採用職員等に対しては、文書管理データベースの円滑な利用促進を図るための研修会を開催した。

a 研修会の開催

(a) 文書初任者研修会（再掲）

新規採用職員等を対象に研修会を開催し、公文書管理条例の概要、分かりやすい公文書の作成、文書管理データベースの利用、情報公開制度、個人情報保護制度等について周知した。

開催日	開催会場	開催回数	受講者数
5月13日、14日	県庁（会場・オンライン研修個別開催）	4	140

(22) 歴史公文書の選定、特定歴史公文書の保存・公開

ア 文書管理運営事業費（再掲） 81,907,949 円 県

(7) 文書管理運営事業費（再掲） 81,907,949 円 県

a 歴史公文書の選定

公文書管理条例に基づき、令和7年度末に保存期間満了となり廃棄を予定する文書の中から歴史資料として重要な公文書（歴史公文書）を選定し、審査会の意見を踏まえ、知事（法務文書課）に移管する公文書（特定歴史公文書）とした。

(a) 令和7年度の選定数 1,351 件

b 保存環境の整備

文庫施設の適切な維持管理を実施し、良好な状態で公文書を保存できる環境を整えた。

c 特定歴史公文書の公開

(a) 県公文書センター（県庁東館2階）において、特定歴史公文書の閲覧等を実施した。

また、新規公開に向けた作業を進め、公開文書数の増加を図った。

①令和7年度の閲覧状況 閲覧件数 13 件 閲覧文書件数 88 件

②令和7年度の新規公開文書数 1,140 件

(b) 県庁内外において特定歴史公文書の展示を実施した。

展示時期	場 所	摘 要
10月7日～ 11月3日	県立中央図書館	○パネル&ショーケース展示 ・公文書に見る静岡県の昭和100年
3月1日 ～3月31日	県庁（東館4階本館連絡 通路展示ギャラリー）	○パネル&ショーケース展示 ・『静岡県史』資料編「近現代八」（政治・行政）発刊

(c) 特定歴史公文書の簿冊名や件名をインターネット上で検索できるシステムを運用し、特定歴史公文書の利用促進を図った。

(23) 静岡県史の編さん

ア 文書管理運営事業費（再掲） 81,907,949 円 県

(7) 文書管理運営事業費（再掲） 81,907,949 円 県

昭和60年度から平成9年度まで実施した県史編さん事業に倣い、主に平成年代の静岡県の歩みを整理し、体系化を図るとともに、貴重な資料を県民共通の財産として継承するため、新たな県史の編さんに取り組み、令和8年3月に資料編26近現代八（政治・行政）を刊行した。

2 評価、課題及び改善

(1) 評価

ア 公文書開示制度、個人情報保護制度の運用・管理、情報提供施策の充実・推進

公文書開示制度及び個人情報保護制度については、研修会において、過去の審査会で不当と判断された具体的な事案に基づいて留意点の説明を行うなど、より適切な運用・管理に取り組んでいるが、令和7年度において審査会で不当と判断された案件が7件あった。

情報提供施策のうち、県民意見提出手続（パブリックコメント）については、研修会において、分かりやすい資料を公表した事例やタウンミーティング等との並行実施など、意見提出件数の増加につながる工夫を紹介した。パブリックコメント1件あたりのホームページ閲覧件数、意見件数は、ほぼ平年並みであった。

イ 条例、規則等の審査等

各所管課による情報収集に加え、「条例改正注意報」及び「法令情報改廃システム」を活用した法令改正等情報の提供を随時行い、国の法令改正等に的確に対応することができた。

なお、令和7年度において、条例及び規則の審査件数は145件となった。これらの条例及び規則の審査を的確かつ円滑に行うため、進捗管理を綿密に行い、条例案の県議会への提案及び規則の公布をスケジュールどおり実施することができた。

ウ 不服申立て・訴訟等に関する総合調整

顧問弁護士及び法務文書課職員による法律相談を実施するとともに不服申立てに係る担当職員への適切な助言を行うなど、関係部局の支援に努めた結果、紛争の予防や行政不服審査制度の円滑な運用等を図ることができた。

また、困難事案支援チームにおいて、行政手続に係る法務研修を実施して職員の法務能力の向上を図るとともに、重要・困難事案に係る法的な助言を行うことなどにより、庁内の課題解決を支援した。

エ 公益社団・財団法人等に関する総合調整

令和7年4月に施行された新公益法人制度においては、法人の監督は事後チェックに重点が移され、実効的な手法として立入検査対象の重点化が図られることとなった。内閣府は、概ね3年を目途に全ての法人に対する立入検査を一巡させるという従来の考え方を一部改め、機動的・集中的に行う重点検査と検査事項等を簡素化した点検調査を導入した。立入検査は、定期的な啓発等の場でもあるため、本県では、従前の実施方針に準じ、原則3年を目処に所管法人を一巡するスケジュールで検査対象法人を抽出し、令和7年度は57法人の検査を実施した。このうち、従前一定回数以上受検し、網羅的な検査を要しないと判断された43法人については、内閣府の方針変更を取り入れ簡易な点検調査とし、効率的に実施した。

オ 宗教法人法に基づく業務

備付け書類の写しの提出について、未提出法人に対し、電話、書面による催告、督促状の送付、裁判所への過料事件通知を行っており、提出率は90%を超えている。

カ 文書の管理

文書審査主任や文書主任等を対象とした研修、全所属が行う自主点検と法務文書課職員による現地指導の実施などにより、公文書管理条例の周知と浸透を図った。

また、文書の決裁・供覧は電子で行うことを原則とする取組を徹底し、文書管理データベースの電子決裁の利用件数は2024年度の457,555件から489,103件に増加し、電子決裁率も84.8%から88.5%に上昇した。

キ 文書等の収受・発送

集合発送の徹底、特殊取扱郵便の抑制及び特定信書便制度の活用といった取組のほか、発送経費の削減に向けた取組の徹底を依頼する通知の発出などの対策を行い、郵便料金等の発送経費については96.6%に削減、送付数では87.2%に削減することができた。

ク 歴史公文書の選定、特定歴史公文書の保存・公開、静岡県史の編さん

公文書管理条例に基づく歴史公文書の選定作業の実施、文庫施設の適切な維持管理、特定歴史公文書の展示を行ったほか、新たに1,140件の特定歴史公文書を公開した。

また、新たな県史の編さんに取り組み、令和8年3月に資料編26近現代八（政治・行政）を刊行した。

(2) 課題

ア 公文書開示制度、個人情報保護制度の運用・管理、情報提供施策の充実・推進

公文書開示制度及び保有個人情報開示制度の趣旨・重要性に関して理解が行き届いていないことにより、審査会で不当と判断された案件がみられるため、職員の意識を高める必要がある。

情報提供施策のうち、県民意見提出手続については、特定の事案だけでなく、幅広い案件について意見が提出されるためには、県民への告知方法等を工夫し、各種施策への関心を喚起することで、多くの人にホームページに掲載した様々な計画案等を見てもらう必要がある。

イ 条例、規則等の審査等

引き続き、国の法令改正等に的確に対応し、条例案の県議会への提案及び規則の公布が適切な時期に行われるようにする必要がある。

ウ 不服申立て・訴訟等に関する総合調整

法社会化や地方分権改革の進展に伴い、これまでは法的紛争とならなかった事案であっても不服申立や訴訟を提起される事案が見られるようになっていくことに加え、引き続き、盛り土やメガソーラー問題など、その対応に高度な法的専門性が必要となる困難事案の発生が見込まれる。

エ 公益社団・財団法人等に関する総合調整

令和7年4月に施行された新公益法人制度においては、法人が社会的課題への機動的な取組ができるよう、行政手続の簡素化・合理化、自律的なガバナンスの充実が目指されていることから、その内容を公益法人に適切に周知していくことが必要である。

オ 宗教法人法に基づく業務

備付け書類の写しの提出は、全ての宗教法人に課されている義務であり、宗教法人の客観的な活動状況を把握するために必要なものであるが、一定数、義務を履行しない法人があることから、これらの者に確実に提出義務を履行させる必要がある。

カ 文書の管理

研修等を通じて公文書管理条例の周知と浸透を図り、条例に基づく管理制度を適切に運用していく必要がある。

また、文書の電子化を着実に推進し、効率的な公文書の作成・管理を進めていく必要がある。

キ 文書等の収受・発送

郵便・宅配便等の送付数及び郵便料金等の経費は減少傾向にあるが、本県の厳しい財政状況を鑑み、発送経費の削減に向けた取組を継続していく必要がある。

ク 歴史公文書の選定、特定歴史公文書の保存・公開、静岡県史の編さん

公文書管理条例に基づく歴史公文書の選定作業や、特定歴史公文書の適切な保存や公開に向けた取組を着実に進めるとともに、静岡県史の編さんに計画的に取り組む必要がある。

(3) 改善

ア 公文書開示制度、個人情報保護制度の運用・管理、情報提供施策の充実・推進

公文書開示制度及び個人情報保護制度については、過去の審査会で不当と判断された事案を検証し、過去の事案を踏まえて研修会での説明の充実を図るとともに、職員からの相談対応、個人情報に係る実地での点検の機会などを通じて、引き続き指導や注意喚起を行っていく。

情報提供施策のうち、県民意見提出手続については、意見募集に際し、より一層分かりやすい資料を公表することや、報道機関への情報提供、タウンミーティングなどの意見交換の場や県公式SNSの活用など、県民の関心を喚起できる効果的な告知方法を周知する。また、タウンミーティングなどを併せて実施する予定があるものを年度当初に把握し、他の手法と連携した取組を進めていく。

イ 条例、規則等の審査等

引き続き、「条例改正注意報」及び「法令改廃情報システム」を活用した法令改正等情報の提供を行うとともに、進捗管理を綿密に行い、条例案の県議会への提案及び規則の公布が適切な時期に行われるようにする。

ウ 不服申立て・訴訟等に関する総合調整

法律相談事項を適切に整理し、円滑に実施することにより、不服申立て及び訴訟に関わる所属を早期に支援するとともに、重要・困難事案への対応を適時・適切に行う。

エ 公益社団・財団法人等に関する総合調整

立入検査等の機会を捉え、助言するとともに、法人運営に役立つ資料の提供等を行い、新たな制度の周知を図っていく。法人の監督については事後チェックに重点が移されることとなったため、適宜適切に必要な指導監督ができるよう、担当課職員に、研修を通じ、監督に必要な法令上の知識を習得させる。

オ 宗教法人法に基づく業務

各宗教法人の上部団体などとの連携を図りつつ、未提出法人に対する催告、督促及び過料事件通知に係る事務が効果的な時期に行われるようにスケジュール管理を適切に行っていくとともに、不活動が疑われる法人については現地調査を行い、実態を把握していく。

カ 文書の管理

職員研修の実施や、所属による自主点検及び実地指導などを通じて、公文書管理条例の適切な運用と、文書の電子化の進展を図っていく。

キ 文書等の収受・発送

集合発送の徹底、特殊取扱郵便の抑制及び特定信書便制度の活用といった取組により、経済的・効率的な発送に努めるとともに、各所属に対する発送経費の削減の意識付けや、発送自体の必要性の見直しを含めた指導を継続することにより、発送経費の削減に向けた取組を引き続き徹底していく。

ク 歴史公文書の選定、特定歴史公文書の保存・公開、静岡県史の編さん

公文書管理条例に基づく歴史公文書の選定作業や、特定歴史公文書の適切な維持管理を継続し、公開文書数の増加、県立中央図書館での展示、インターネットによる検索システムの運用などにより、多くの特定歴史公文書を県民が気軽に利用できる環境整備を進めていくほか、静岡県史の編さん作業を計画的に進めていく。

事業の根拠法令調

事業名	根拠法令
法令審査事務	地方自治法（第16条） 静岡県公告式条例 静岡県公文書管理規程
行政不服審査事務	行政不服審査法（第9条～第43条、第81条） 静岡県行政不服審査会条例
公益法人事務	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（第1条～第31条、第50条～第58条、第59条第2項、第62条～第66条） 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第40条～第132条、第138条～第142条、第143条第2項、第144条～第152条） 静岡県公益認定等審議会条例
公益信託事務	公益信託ニ関スル法律（第1条～第12条） 知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則
行政書士事務	行政書士法（第3条、第4条、第4条の4、第4条の8、第4条の9、第4条の11～第4条の13、第4条の15、第4条の16、第4条の19、第13条の19の3、第13条の21、第13条の22、第14条～第14条の5、第16条の2、第17条、第18条の6） 行政書士法施行規則 行政書士法施行細則
宗教法人事務	宗教法人法（第9条、第14条、第25条、第26条、第28条、第39条、第43条、第46条、第49条、第51条、第78条の2、第79条、第80条、第81条、第82条）
情報公開事務	静岡県情報公開条例 静岡県情報公開条例施行規則
個人情報保護事務	個人情報の保護に関する法律（第5条、第12条～第15条、第61条～第73条、第75条～第103条、第105条～第124条、第127条～第129条、第166条、第167条） 個人情報の保護に関する法律施行条例 個人情報の保護に関する法律施行令第28条第4項の方法を定める規則
文書事務	地方自治法（第149条第8号） 静岡県公文書等の管理に関する条例 静岡県公文書等の管理に関する条例施行規則 静岡県公文書管理規程 静岡県公印規程

職員の年齢調

法務文書課

(令和8年4月1日現在)

年 齢	人 員	摘 要
20歳未満	0 人	
20歳以上30歳未満	4	
30歳以上40歳未満	9	
40歳以上50歳未満	5	
50歳以上56歳未満	2	
56歳以上61歳未満	2	
61歳以上	3	暫定再任用2人
計	25	平均年齢 41.3歳

健康管理

1 前年度受診状況

区 分	内 容
受 診 状 況	受診者数 24人
	職 員 数 24人
受 診 率	100%
県平均受診率	100%

(1) 未受診の理由

2 本年度在籍者の健康管理区分結果

健 康 管 理 区 分			人 数
A	休養のため必要な期間、勤務を休止させる。		0人
B 1	勤務時間を短縮し、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張をさける。また、必要に応じ勤務場所、勤務内容の変更を行う。	要 治 療	0人
B 2		要経過観察	0人
C 1	勤務をほぼ平常に行ってよいが症状によっては、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張等勤務に制限を加える必要がある。	要 治 療	0人
C 2		要経過観察	0人
D 1	平常の勤務でよい。	要 治 療	10人 (10人)
D 2		要経過観察	7人 (7人)
D 3		医 療 不 要	5人 (5人)
区 分 者 計			22人
未区分者数			3人
合 計			25人

(1) 管理区分 A～C 2 該当者
に対する措置状況

(2) 未区分の理由

ア 産休・育休 0人
 イ 新規採用 1人
 ウ 自己都合による未受診 0人
 エ その他
 (市町からの派遣職員のため) 2人

職 員 配 置 調

法務文書課

(令和8年4月1日現在)

区 分		法務文書課	〔課兼務〕	計
配 置 職 員	職員（事）	23		23 (0)
	職員（技）			0 (0)
	暫定再任用職員（事）	2		2 (0)
	暫定再任用職員（技）			0 (0)
	定年前三任用短時間勤務職員（事）			0 (0)
	定年前三任用短時間勤務職員（技）			0 (0)
	計	25 (0)	0 (0)	25 (0)
	会計年度任用職員			0 (16)
	臨時的任用職員			0 (0)
	計	0 (16)	0 (0)	0 (16)
合計		25 (16)	0 (0)	25 (16)

注)

- ・臨時職員、会計年度任用職員、兼務職員及び併任職員は()書きで外数

県収入証紙により徴収した使用料及び手数料調

区 分	令和7年度
	件 数
提出書類等の写し等の交付手数料 (行政不服審査法第38条第1項)	0 件
提出書類等の写し等の交付手数料 (行政不服審査法第81条第3項において準用する同法 第78条第1項)	0 件

現金出納調

(令和7年度)

(令和8年3月31日現在)

区 分	受 入 額			払出額	残 高	出納員領収書	現金払込調書兼
	越 高	受 高	計			発行総額及び 枚数	領収書総額及び 枚数
雑入 (公文書開示・ 保有個人情報開 示負担金関係)	円 50	円 272,745	円 272,795	円 272,745	円 50	円 枚 272,745 635	円 枚 272,745 201
雑入 (特定歴史公文書 利用負担金関 係)	円 0	円 100	円 100	円 100	円 0	円 枚 100 2	円 枚 100 2
雑入 (県史売払収入)	円 0	円 11,700	円 11,700	円 11,700	円 0	円 枚 11,700 1	円 枚 11,700 1
雑入 計	50	284,545	284,595	284,545	50	284,545 638枚	284,545 204枚

保管現金有高調

(令和 7 年度)

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

現金保管者	区 分	金 額 (円)
総務部 総務課 総務班長	つり銭用資金	10,000
総務部 総務課 総務班長	当日領収分公文書開示負担金	50

郵便等鬆調

(令和8年3月31日現在)

(単位：枚、円)

区 分	種 類	前 年 度				本 年 度				差引現在高		摘 要			
		繰 越		受 入		払 出		繰 越					受 入		払 出
		枚数	金 額	枚数	金 額	枚数	金 額	枚数	金 額	枚数	金 額		枚数	金 額	枚数
タダチケット	タダシー	0		60		使用 2 廃棄 28 返納 30		0		60		使用 3 廃棄 27 返納 30		0	
計		0		60		60		0		60		60		0	

郵券等受払調

(令和8年3月31日現在)
(単位：枚、円)

区分	種類	6 年度						7 年度						備考		
		繰 越		受 入		払 出		繰 越		受 入		払 出			差引現在高	
		枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額		枚数	金額
郵便	1円券	1,159	1,159	691	691	581	581	1,269	1,269	500	500	35	35	1,734	1,734	
	2円券	1,115	2,230	1,492	2,984	1,360	2,720	1,247	2,494	804	1,608	225	450	1,826	3,652	
	5円券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	10円券	1,236	12,360	3,487	34,870	3,362	33,620	1,361	13,610	4,254	42,540	3,781	37,810	1,834	18,340	
	20円券	1,022	20,440	6,070	121,400	5,664	113,280	1,428	28,560	5,647	112,940	5,331	106,620	1,744	34,880	
	22円券		0	500	11,000	116	2,552	384	8,448	0	0	86	1,892	298	6,556	
	26円券		0	518	13,468	445	11,570	73	1,898	0	0	31	806	42	1,092	
	50円券	1,267	63,350	2,843	142,150	2,353	117,650	1,757	87,850	2,642	132,100	2,456	122,800	1,943	97,150	
	52円券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	62円券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	63円券	744	46,872	112	7,056	856	53,928	0	0	0	0	0	0	0	0	
	82円券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	84円券	2,306	193,704	6,081	510,804	8,387	704,508	0	0	5	420	5	420	0	0	
	85円券	0	0	2,012	171,020	712	60,520	1,300	110,500	1,365	116,025	1,121	95,285	1,544	131,240	
	92円券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	書留等特殊郵便使用、 返信用切手等として 交付	
	94円券	1,111	104,434	818	76,892	1,929	181,326	0	0	0	0	0	0	0	0	
	100円券	914	91,400	5,935	593,500	5,410	541,000	1,439	143,900	3,836	383,600	2,621	262,100	2,654	265,400	
	110円券	0	0	8,226	904,860	6,240	686,400	1,986	218,460	13,411	1,475,210	11,590	1,274,900	3,807	418,770	
	120円券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	140円券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	210円券	945	198,450	3,105	652,050	3,394	712,740	656	137,760	4	840	660	138,600	0	0	
	270円券	0	0	0	0	0	0	0	0	5,205	1,405,350	2,711	731,970	2,494	673,380	
	280円券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	320円券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	350円券	1,057	369,950	4,916	1,720,600	4,606	1,612,100	1,367	478,450	6,367	2,228,450	5,697	1,993,950	2,037	712,950	
	500円券	1,761	880,500	15,054	7,527,000	15,860	7,930,000	955	477,500	19,433	9,716,500	16,437	8,218,500	3,951	1,975,500	
	63円はがき	178	11,214	0	0	93	5,859	85	5,355	0	0	69	4,347	16	1,008	
	85円はがき	0	0	200	17,000	0	0	200	17,000	150	12,750	144	12,240	206	17,510	
計	14,815	1,996,063	62,060	12,507,345	61,368	12,770,354	15,507	1,733,054	63,623	15,628,833	53,000	13,002,725	26,130	4,359,162		

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

節名	会計	款	項	目	執行済額(円)		
					令和6年度	令和7年度	左のうち、 前年度からの繰越分
(12) 委託料	一般会計	経営管理費	経営管理費	文書費	24,135,293		
	一般会計	知事直轄組織費	知事直轄組織費	デジタル戦略費	5,558,000		
	一般会計	総務費	総務費	文書費		13,476,980	
	一般会計	企画費	企画費	デジタル戦略費		4,158,000	
計					29,693,293	17,634,980	0
(14) 工事請負費	一般会計	総務費	総務費	文書費		1,097,800	
計					0	1,097,800	0
(16) 公有財産 購入費							
計					0	0	0
(17) 備品購入費							
計					0	0	0
(18) 負担金、補助 及び交付金	一般会計	経営管理費	経営管理費	文書費	206,300		
	一般会計	総務費	総務費	文書費		168,600	
計					206,300	168,600	0
(21) 補償、補填 及び賠償金							
計					0	0	0

委 託 料 に

整理 番号	委 託 業 務 名	受 託 者	当初 設計金額	契約金額		
				当初額	変更 増減額	計
1	(事務関係) 静岡県例規集データベース 運用業務委託		円	円	円	円
		株式会社ぎょうせい	8,759,190	8,737,190	0	8,737,190
		種別	設計単価	契約単価		
		データ更新処理(4月～3月)	9,130円/件	9,130円/件		
2	田町文庫警備業務委託	セコム株式会社	138,600	135,960	0	135,960
3	田町文庫消防用設備等点検業務委託	株式会社エス・ビー・エム	227,914	66,000	0	66,000
4	田町文庫建築基準法第12条に基づく定期点検業務委託	株式会社ナカノ工房	91,300	53,900	0	53,900
5	電動密集書架保守点検業務委託	株式会社文祥堂	636,900	570,900	0	570,900
6	大容量ドキュメントスキャナー保守点検業務委託	富士通 J a p a n 株式会社 静岡公共ビジネス部	402,270	369,600	0	369,600
7	田町文庫便所及び洗面所清掃業務委託	株式会社静掃舎	299,200	277,750	0	277,750
8	文書管理データベース運用保守業務委託	西日本電信電話株式会社 静岡支店	4,263,744	4,158,000	0	4,158,000
9	文書管理データベース小規模改修対応業務委託	西日本電信電話株式会社 静岡支店	1,181,100	1,095,600	0	1,095,600
10	静岡県歴史的公文書検索システム更新及び運用保守業務委託	富士通 J a p a n 株式会社 静岡支社	11,833,500	11,826,980	1,238,600	13,065,580
11	マイクロフィルムリーダープリンタ保守点検業務委託	株式会社ムサシ 静岡営業所	504,240	504,240	0	504,240
	計	11件	28,337,958	27,796,120	1,238,600	29,034,720

関する調

(令和7年度)
(令和8年5月31日現在)

契約 締方	約 結 法	契約期間	支出年月日	金 額	受 託 業 務 の 内 容	摘 要
随契		R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31	R8. 1. 22 R8. 4. 27 R8. 4. 27 小計	円 3,022,030 292,160 5,423,000 8,737,190	静岡県例規集データベースの 保守管理・データの更新処理	文書費 一部単価契約 随契2号(不適)
随契		R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31	R8. 4. 30	135,960	田町文庫の警備	文書費 随契1号(少額)
随契		R7. 7. 16 ～ R8. 2. 28	R8. 3. 27	66,000	田町文庫消防用設備等の点検	文書費 随契1号(少額)
随契		R7. 10. 17 ～ R8. 2. 28	R8. 3. 27	53,900	田町文庫建築基準法第12条点 検	文書費 随契1号(少額)
随契		R7. 7. 4 ～ R8. 2. 28	R8. 3. 23	570,900	県庁西館文庫の電動密集書架 の保守と点検	文書費 随契1号(少額)
随契		R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31	R8. 4. 30	369,600	田町文庫のスキヤナの保守と 点検	文書費 随契1号(少額)
随契		R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31	R8. 4. 30	277,750	田町文庫の便所及び洗面所の 清掃	文書費 随契1号(少額)
随契		R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31	R7. 11. 7 R8. 4. 30 小計	2,079,000 2,079,000 4,158,000	文書管理データベース運用保 守	デジタル戦略費 随契2号(不適)
随契		R8. 1. 28 ～ R8. 3. 31	R8. 4. 30	1,095,600	令和7年度の公文書管理条例 施行に伴う文書管理データ ベースの改修作業	文書費 随契1号(少額)
随契		R4. 4. 1 ～ R9. 3. 31	R8. 4. 30	(9,733,900) 1,665,840	歴史的公文書検索システムの 更新及び運用保守	文書費 随契2号(不適) R4債務負担行為
随契		R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31	R8. 4. 24	504,240	執務室内のマイクロフィルム リーダープリンタの保守と点 検	文書費 随契1号(少額)
				25,703,040	文書費 デジタル戦略費	13,476,980 4,158,000

負 担 金 支 出 調

(令和 7 年度)

(令和 8 年 5 月 31 日現在)

整理 番号	負担金名	交 付 先	負担根拠	事 業 内 容	負担金額(円)	支出年月日
1	NOMA行政管理講座参加負担金	一般社団法人 日本経営協会	開催通知	新任担当者のための法令・例規の実務講座	72,600	R7. 6. 11
2	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会費	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会	会則	県負担金	40,000	R7. 10. 17
3	共済組合人間ドック負担金	地方職員共済組合静岡県支部	要領	共済組合が実施する人間ドック経費の一部負担金	56,000	R8. 3. 23
計		3 件	—	文書費	168,600	—

建 築 工

整理 番号	予算科目	工 事 名	工事箇所	当 初 設計金額	契 約 金 額		
					当初額	変 更 増減額	計
1	文書費 (工事請負費)	田町文庫空調更新工事	静岡市葵区田町 地内 田町文庫	1,210,000	1,097,800	0	円 1,097,800
2							円 0 0
合 計			1 件	1,210,000	1,097,800	0	1,097,800

事 調

(令 和 7 年 度)

(令和8年5月31日現在)

契約締結方法	受注者	着手年月日	支出済額	工事概要	公有財産 台帳登載	摘要 (支払日)
		完成年月日				
随契	株式会社KAMATA	R7. 12. 22	円	田町文庫の空調更新	—	R8. 4. 8
		R8. 2. 27	1, 097, 800			
			円		—	
			0			
			0			
			1, 097, 800	文書費 1, 097, 800		

公 有 財 産 調

(令和7年度)

(令和8年3月31日現在)

区 分	令和7年 3月31日 現 在		増		減		令和8年 3月31日 現 在		摘 要
	数量又 は面積	台 帳 価 格	数量又 は面積	台 帳 価 格	数量又 は面積	台 帳 価 格	数量又 は面積	台 帳 価 格	
行政財産		千円 315,386		千円		千円 1,900		千円 313,486	
土 地	m ² 2,166.89	277,671					m ² 2,166.89	277,671	
建 物	建築面積m ² 906.22 延べ面積m ² 904.12	37,715				1,900	m ² 906.22 m ² 904.12	35,815	
工作物	式 8	0	式		式		式 8	0	
公有財産に準ずるもの		千円 103		千円		千円		千円 103	
電話加入権	2	103					2	103	

事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調

(令和7年度)
(令和8年5月31日現在)

区 分	事業名又は契約名	内 容	契約額	(契約額の年度別内訳)				
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
債務負担 行為	静岡県歴史的公文書 検索システム更新及 び運用保守業務委託	システム更新、機能改 修及び運用保守 (契約日) R4. 4. 1	円 13,065,580	円 6,402,220	円 1,665,840	円 1,665,840	円 1,665,840	円 1,665,840

行政財産貸付・使用許可調

(令和 7 年度)

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

整理 番号	区分	種別	所在地	地 目		数量又は 面 積 (㎡)	貸付料又は 使用料		貸 付 又 は 使 用 許 可 期	貸付又は使用許 可を受けた者の 氏名	貸 付 ・ 使 用 許 可 目 的
				台帳	現況		単価(円)	年額(円)			
1	土地 ・ 建物	文庫敷地 ・ 倉庫建	静岡市葵区田町 3 丁目 104 番 1	宅 地	宅 地	896.0㎡	250	224,000	R7. 4. 1～R8. 3. 31	静岡ガス (株)	太陽光 発電設備
計								224,000			